

その他

1 封筒

(1) 事務センターへの送付用封筒

以下の表のうち、★の付いた封筒は、3月中旬から下旬にかけて、各事業所宛てに郵送します。その後は、封筒の有効期限（指定日から2年：封筒に記載）と在庫の状況に応じて、郵送申請用封筒依頼書（別紙6）を事務センターにファックスしていただければ送付します。訪問調査票送付用は、訪問調査依頼時に、封筒を同封して郵送します。

申請書送付用 ★	薄い緑色	和封筒（長3）
訪問調査票送付用	薄い桃色	和封筒（長3）
主治医意見書送付用	薄い灰色	和封筒（長3）
給付その他用 ★	薄い黄色	和封筒（長3）

(2) 事務センターへの封筒貼付用宛先用紙

大量の申請書等を郵送する場合には、必要に応じて、事務センターへの封筒貼付用宛先用紙の使い方（別紙7）を利用してください。角2サイズの封筒を準備していただくことにはなりますが、料金受取人払のため、郵送料は本市が負担します。

(3) 事務センターからの送付用封筒

依頼通知等用	薄い茶色	洋封筒【窓開き】
依頼通知等用	薄い茶色	和封筒（長3）
封筒送付用	薄い茶色	和封筒（角2）

※ 封入口の広さが狭い封筒が和封筒、広い封筒が洋封筒です。

2 申請様式及び記入例の充実

これまでは、本市ホームページである京都市情報館の介護保険のページで、全ての様式や記入例を示せておりませんでした。また、様式があるものも、様々なページに点在しており、探していただくのが困難な状況でした。

令和2年4月1日以降、主な申請書については、以下のURL又は右記QRコードからアクセスできる本市介護保険の「申請書ダウンロード（集約・委託化用）」ページで、申請書の様式と記入例を掲載していきます。



<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/43-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 令和2年4月1日付申請書の事前預かり

1(1)の封筒を利用して、事務センターに郵送してください。令和2年5月以降も同様です。

4 訪問調査票の記載内容に関する問合せ

令和2年4月からの審査会運営を円滑に進めるため、令和2年3月16日開催の審査会から、委託事業者の要員が、審査会委員からの質疑応答等の事務を先行して実施します。これらを実施するに当たり、令和2年2月下旬以降、本市が委託した要介護認定訪問調査の訪問調査票の記載内容に関する訪問調査員に対する問合せにつきましては、区役所・支所ではなく、「京都市介護認定給付事務センター開設準備室」から連絡することがあります。

京都市介護認定給付事務センター開設準備室

電話：075-708-7711

※ 令和2年2月下旬までは繋がりません。

※ 令和2年2月下旬～3月末まで「開設準備室」としますが、4月以降は「京都市介護認定給付事務センター」として、電話番号はそのまま使用します。

5 本件に係るQ&A

本日は、進行の都合上、質疑応答の時間を作ることが難しいことと、言葉の伝わり方で違う認識を持たれると困るため、質疑応答は行いません。先日の出席連絡の際に、ファックスでいただいた質問に対する回答は、「事業者向けQ&A（別紙8）」のとおりです。このQ&Aは、以下のURL又は右記QRコードからアクセスできる本市介護保険の「介護保険制度」の「介護サービス事業者向けの情報」ページで掲載します。



また、本日以降に、質問がある場合は、令和2年3月13日（金）17時までに、「京都市介護認定給付事務センター開設に係る質問状（別紙9）」をファックスで送信してください。新たな質問に対する回答については、ホームページ上のQ&Aを更新します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/43-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

質問状の送信先

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

FAX：075-213-5801（令和2年3月13日（金）17時まで）